

現 行

山形県県土整備部における工事情報共有システムの利用要領

第1 目的

県土整備部が発注する土木工事において、ASP方式の工事情報共有システム（以下「システム」という。）を導入して、CALS/ECの一環として書類の簡素化や電子化、ワンデーレスポンスの推進を図り、発注者及び受注者双方の情報共有並びに生産性の向上を図ることを目的とする。

第2 対象工事

山形県県土整備部が発注する全ての工事を対象とする（営繕工事を除く。）。ただし、契約締結後に受注者が監督職員と協議し、システムを利用することが困難と判断される場合は、本要領の適用対象外とする。

第3 実施内容

「工事打合せ簿」「材料確認書」「段階確認書」「工事履行報告書」「確認・立会依頼書」（以下「工事帳票」という。）の5種類については、システムを利用して作成、発議、決裁、保存を実施するものとする。なお、以下については、従来の紙による対応も可能とする。

- (1) 指示の発議など監督職員以外に決裁ラインが必要とされる場合(決裁ライン設定によるシステム利用も可)
- (2) 原本を取扱う書類の場合（品質証明書等、決裁ライン以外の押印が必要なもの）
※システムの他の機能(スケジュール機能、掲示板機能等)についても活用すること。

第4 特記仕様書への記載

対象工事について、特記仕様書に「土木工事特記仕様書作成要領」のとおりシステムの利用条件を記載するものとする。

第5 その他

- (1) システムを利用した工事帳票は、山形県県土整備部土木工事共通仕様書における「書面」として認められるものとする。
- (2) システムにおける工事帳票について、様式番号など共通仕様書（山形県県土整備部）と

改 定 後

山形県県土整備部における**工事**情報共有システムの利用要領

第1 目的

山形県県土整備部が発注する**建設土木**工事及び**建設工事に係る測量・地質調査・設計等業務**において、**ASP方式**※の**工事**情報共有システム（以下「システム」という。）を導入して、CALS/ECの一環として書類の簡素化や電子化、ワンデーレスポンスの推進を図り、発注者及び受注者双方の情報共有並びに生産性の向上を図ることを目的とする。

※ASP方式（「アプリケーション・サービス・プロバイダ」の略）
インターネット上でアプリケーションソフトを利用できるサービス

第2 対象**工事**

山形県県土整備部が**で**発注する全ての**建設工事（営繕工事を除く。）**及び**建設工事に係る測量・地質調査・設計等業務（以下「業務」という。）**を対象とする**（営繕工事を除く。）**。ただし、契約締結後に受注者が監督職員と協議し、システムを利用することが困難（**適当ではない**）と判断される場合は、本要領の適用対象外とする。

第3 実施内容

建設工事における「工事打合せ簿」「材料確認書」「段階確認書」「工事履行報告書」「確認・立会依頼書」**（以下「工事帳票」という。）**、**業務における「指示書」「承諾書」「協議書」「報告書」「提出書」の各帳票5種類（以下「帳票」という。）**については、システムを利用して作成、発議、決裁、保存を実施するものとする。**またなお**、以下については、従来の紙による対応も可能とする。

- (1) 指示の発議など監督職員以外に決裁ラインが必要とされる場合(決裁ライン設定によるシステム利用も可)
- (2) 原本を取扱う書類の場合（品質証明書等、決裁ライン以外の押印が必要なもの）

※なお、**建設工事及び業務で作成した図面及び数量計算等の資料については、システムの書類管理機能を活用して関係者間で共有し、システムその他の機能(スケジュール機能、掲示板機能等)については、有益なものをも積極的に活用すること。**

第4 特記仕様書への記載

対象**案件工事**については、別添の「**情報共有システムに係る特記仕様書作成例（参考）**」**「土木工事特記仕様書作成要領」**を参考に、**のとおり**特記仕様書にシステムの利用条件を記載するものとする。

第5 その他

- (1) システムを利用した**工事**帳票は、山形県県土整備部**土木工事の各**共通仕様書における「書面」として認められるものとする。
- (2) システムにおける**工事**帳票について、様式が**番号など山形県県土整備部の各**共通仕様書

異なる部分があっても、そのまま使用できるものとする。

- (3) 本運用により、工事帳票の取扱い上、特段の問題が発生する恐れがある場合には、建設企画課あて速やかに報告するものとする。

附 則

この要領は、令和2年4月1日以降の施行伺いから適用する。

~~-(山形県県土整備部)-~~と異なる部分があっても、そのまま使用できるものとする。

- (3) 本運用により、~~工事~~帳票の取扱い上、特段の問題が発生する恐れがある場合には、~~山形県県土整備部~~建設企画課あて速やかに報告するものとする。

附 則

この要領は、令和2年4月1日以降の施行伺~~い~~から適用する。

附 則

この要領は、令和3年2月10日以降の施行伺から適用する。